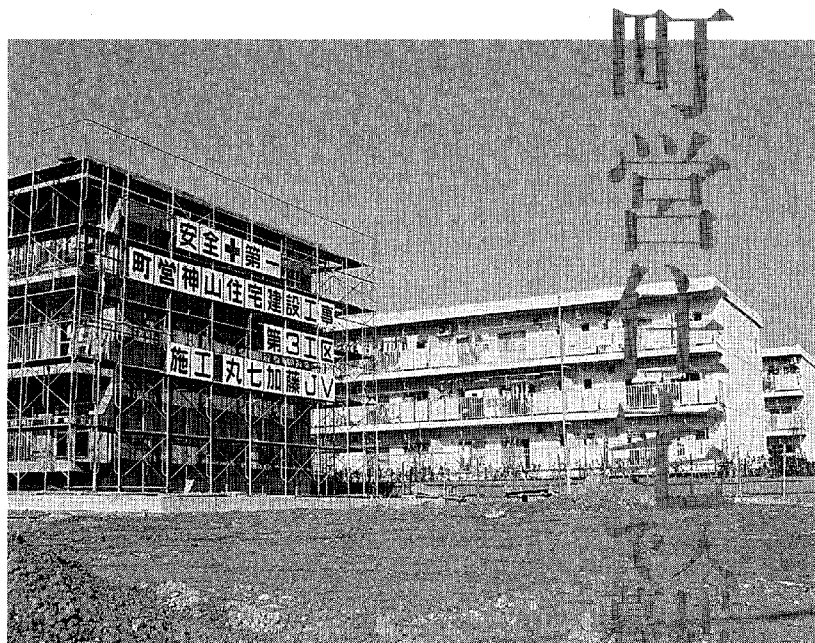


主な内容	ページ
町職員の給与などの状況	2～3
児童手当制度	4
クーリング・オフ制度	5
保健推進員だより	6
お知らせ	7



神山住宅

所在地／高力字神山35
 募集戸数／24戸
 構造／中層耐火構造3階建
 家賃／月額31,000円
 入居予定日／4月1日
 申込資格／①現に同居し、
 又は同居しようとする親族
 があること②現に住宅に困
 窮していること③収入基準
 に該当していること
 受付期限／2月26日
 注意事項／①駐車場は1台
 分です。②家賃以外に供用
 部分に設置した設備を使用
 するための費用が必要です。

横落住宅

所在地／横落字郷中8-1
 募集戸数／8戸
 構造／中層耐火構造4階建
 家賃／月額38,000円
 入居予定日／4月1日
 申込資格／①現に同居し、
 又は同居しようとする親族
 があること②現に住宅に困
 窮していること③収入基準
 に該当していること
 受付期限／2月26日
 注意事項／①駐車場は1台
 分です。②家賃以外に供用
 部分に設置した設備を使用
 するための費用が必要です。



などの状況

◆特別職の報酬状況（4年4月1日現在）

区 分		給料月額等	期 末 手 当	
給料	町 長	780,000円	6月期	2.2月分
	助 役	610,000円	12月期	2.7月分
	収 入 役	570,000円	3月期	0.55月分
			計	5.45月分
報酬	議 長	360,000円	6月期	2.2月分
	副 議 長	270,000円	12月期	2.7月分
	常任委員長	260,000円	3月期	0.55月分
	特別委員長	260,000円		
	議 員	250,000円	計	5.45月分

◆職員手当状況

区 分		幸 田 町		国		
期末手当 勤勉手当 (4年度支給割合)	区 分	期 末	勤 勉	区 分	期 末	勤 勉
	6 月 期	1.6月分	0.6月分	6 月 期	1.6月分	0.6月分
	12 月 期	2.1月分	0.6月分	12 月 期	2.1月分	0.6月分
	3 月 期	0.55月分	—	3 月 期	0.55月分	—
	計	4.25月分	1.2月分	計	4.25月分	1.2月分
退職手当 (H4.4.1現在)	区 分	自己都合	勸奨・定年	区 分	自己都合	勸奨・定年
	勤続20年	21.0月分	28.875月分	勤続20年	21.0月分	28.875月分
	勤続25年	33.75月分	44.55月分	勤続25年	33.75月分	44.55月分
	勤続35年	47.5月分	62.7月分	勤続35年	47.5月分	62.7月分
	最高限度額	60.0月分	62.7月分	最高限度額	60.0月分	62.7月分
	3年度中の 1人当たりの 平均支給額	1,627千円				

※ 退職手当の1人当たりの平均支給額は、前年度に退職した全職種に係る職員に支給された平均額です。

調整手当 (H4.4.1現在)	支 給 率	8%	時間外 勤務手当	3年度	支 給 総 額	71,685千円
	支 給 対 象 職 員 数	290人			職員1人当たり支給年額	271千円
	支給対象職員1人当たり 平均支給年額（3年度）	247,153円		2年度	支 給 総 額	63,446千円
				職員1人当たり支給年額	240千円	

特殊勤務手当 (3年度)	職員全体に占める手当支給職員の割合	25.6%
	支給対象職員1人当たり平均支給年額	19,876円
	手 当 の 種 類	7種(危険、困難、不快、不健康な勤務についての時支給)
	代表的な 手当の名称	運転手当 消防手当

(4年4月1日現在)

区 分	内 容	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	
扶養手当	配偶者	16,000円	同 じ	—
	一般の扶養親族のうち2人まで	5,500円		
	(配偶者のない場合1人のみ)	11,000円		
	その他	1,000円		
住居手当	借家限度額	21,000円	同 じ	—
	持 ち 家	1,000円		
	(新築から5年まで)	2,500円		
通勤手当	交通機関利用限度額	45,000円	同 じ	—
	交通用具利用限度額	40,000円	異 なる	

幸田町の職員の給与などについて、お知らせします。職員の給与は、職務の内容、民間との比較、国家公務員や他市町村とのバランスを考えて条例によって決められています。皆さんに理解を深めていただくため、概要をお知らせします。

町職員の給与

総務部総務課行政係<内線333>

◆人件費の状況（普通会計決算）

区分	住民基本台帳人口	歳出額(A)	実質収支	人件費(B)	人件費率(B/A)	(参考)2年度の人件費率
3年度	H4. 3. 31 31,466人	8,462,884千円	472,025千円	1,834,904千円	21.6%	19.9%

※ 人件費には、特別職に支給される給料、報酬などを含まず。

◆職員給与費の状況（普通会計予算）

区分	職員数(A)	給 与 費				1人当たり給与費 (B/A)
		給 料	職 員 手 当	期末・勤勉手当	計 (B)	
4年度	269人	858,063千円	234,458千円	460,206千円	1,552,727千円	5,772千円

※ 職員手当には、退職手当を含みません。

※ 給与費は、当初予算に計上された額です。

◆職員の平均給料月額及び平均年齢の状況（4年4月1日現在）

区分	一 般 行 政 職	
	平均給料月額	平均年齢
幸田町	258,273円	35.7歳
国	275,128円	38.8歳

◆職員の初任給の状況（4年4月1日現在）

区分	幸 田 町		国		
	決定初任給	採用2年経過日 給 料 額	初 任 給	採用2年経過日 給 料 額	
一般行政職	大学卒	160,300円	173,900円	153,700円	167,300円
	高校卒	133,800円	144,900円	124,900円	133,800円

◆職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況（4年4月1日現在）

区分	経験年数	10年～14年	15年～19年	20年～24年
		大学卒	251,914円	308,442円
一般行政職	高校卒	200,300円	270,495円	309,170円

※ 経験年数とは、卒業後直ちに採用され引き続き勤務している場合は、採用後の年数をいいます。

◆一般行政職の級別職員数の状況（4年4月1日現在）

国家公務員級	11～9級	8級	7級	6級	5級	4級	3級	2級	1級	計
		幸田町職員級	—	8級	7級	6級	5級	4級	3級	
標準的な職務内容	—	部 長	部 次 長 課 長・主 幹	課 長 補 佐 係 長・團 長 代 理	係 長 代 理	主 任 査 査 主 任 保 母	主 事 技 師・保 母	主 事 技 師・保 母	主 事 技 師・保 母	主 事 補 技 師・保 母
職 員 数	—	3人	15人	28人	37人	47人	41人	24人	11人	206人
構 成 比	—	1.5%	7.3%	13.6%	18.0%	22.8%	19.9%	11.6%	5.3%	100%
1 年 前 の 構 成 比	—	1.5%	5.9%	10.9%	19.3%	22.3%	20.3%	14.8%	5.0%	100%
標準的な職務内容	—	総 括 課 長	課 長 (8級除く)	課 長 補 佐	係 長 代 理	主 任 査 査 主 任 保 母	主 事 技 師・保 母	主 事 技 師・保 母	主 事 技 師・保 母	主 事 補 技 師・保 母
5 年 前 の 構 成 比	—	0.5%	4.8%	4.8%	14.5%	21.4%	31.0%	12.8%	10.2%	100%

※ 幸田町職員の給与に関する条例に基づく給料表の級区分による職員数です。

※ 標準的な職務内容とはそれぞれの級に該当する代表的な職名です。なお平成3年4月1日から部長制を施行。

児童手当

1人目の子どもから支給

- 支給対象 ▶ 第1子以降
支給期間 ▶ 3歳未満
支給金額 ▶ 第1子 5,000円(月額)
第2子 5,000円(月額)
第3子以降 10,000円(月額)

ただし、支給期間に関しては次のような経過措置があります。

第1子

平成3年1月2日以後に生まれた児童

第2子以降

昭和62年1月1日～昭和62年12月31日生まれの児童→5歳の誕生日の属する月分まで支給

昭和63年1月1日～昭和63年12月31日生まれの児童→平成4年12月分まで支給

平成元年1月1日～平成元年12月31日生まれの児童→4歳の誕生日の属する月分まで支給

平成2年1月1日～平成2年12月31日生まれの児童→平成5年12月分まで支給

平成3年1月1日以後に生まれた児童 →3歳の誕生日の属する月分まで支給

児童手当とは

児童手当は、児童を養育する人に手当を支給することにより、家庭における生活の安定と、次代の社会を担う児童の健全な育成及び資質の向上を目的としています。

いろいろな届け出

- すべての受給者の方 現況届
受給者の方は、毎年6月中に児童の養育状況などを確認するため、現況届を提出する必要があります。届を提出しないと、受給資格があっても、6月以降の手当を受けられなくなることがありますので、必ず提出してください。
- 他の市(区)町村に住所が変わったとき
前の市(区)町村へ 受給事由消滅届
新しい市(区)町村へ 認定請求書(手続きが遅れないようにしてください。)
- 手当の額が増えるとき
額改定請求書(手続きが遅れないようにしてください。)
- その他の届
同じ市(区)町村内で受給者又は児童の住所が変わったとき、手当の額が減るとき、手当の支給が終わるとき、特例給付の受給者の方が被用者でなくなったとき(会社を退職して厚生年金の資格がなくなった場合など)などには、受給事由消滅届を提出する必要があります。

市町村役場



頭を冷やして、よく考えよう

知っておきたいクーリング・オフ制度

突然訪れたり電話をかけてこれ、販売員の巧みな口車に乗せられたり、強引さに負けて自分の意思のはっきりしないまま契約してしまい、後悔することがあります。「訪問販売等に関する法律」などでは、そんな時のためにクーリング・オフ制度を設けています。

クーリング・オフ制度とは

申し込みや契約をしてから、一定の期間内であり、また、取引方法、取引商品等が法律で指定されたものであれば、申し込みの撤回や契約の解除を無条件で行うことのできる制度です。クーリング・オフとは、「頭を冷やしてもう一度考えよう。」という意味です。

- ① 起算日は、いずれも初日を算入する。
- 2 「告知の日」とは、業者（セールスマンなど）からクーリング・オフ制度の適用があることを説明された日のこと。
- 3 「契約締結の日」とは、業者との間で契約をした日のこと。
- 4 「法定の契約書面の交付の日」とは、消費者が申し込みをしたり、契約を締結した場合に、業者が消費者に交付しなければならない、法律で定めた記載事項すべての記載がある書面（いわゆる「契約書の控え」）の交付を受けた日のこと。

〈内容証明郵便の書き方例〉

		○			平	私			く	し	に	と	先			
		○			成	金			に	し	に	と	先			
		○			○	返			の	し	に	と	先			
		○			○	還			預	金	を	退	○			
		○			愛	後	内容証明書 用法		の	預	金	を	退			
		○			知	、			当	金	を	解	除	○		
		○			威	早			方	が	口	に	先			
		代			○	息			保	座	を	子	に	金		
		表			○	に			蓄	金	を	閉	○			
		株			○	お			し	手	続	○				
		取			市	引			し	○	契	○				
		式			○	取			に	○	約	○				
		締			○	り			に	○	法	○				
		會			○	く			商	○	律	○				
		目			○	に			品	○	に	○				
		後			○	換			へ	銀	し	第				
		社			○	行			に	換	○	一				
		○			○	り			に	○	の	締				
		○			○	○			支	○	支	○				
		○			○	の			支	○	私	の				
		○			○	右			に	支	の	入				
		○			○	の			支	に	規	定				
		○			○	支			に	支	の	入				
		○			○	支			に	支	の	入				
		○			○	支			に	支	の	入				

（クーリング・オフ制度一覧）

	取引内容	期間	適用対象
法律によるもの	訪問販売	法定の契約書面の交付の日を含めて8日間	指定商品・権利・サービス
	割賦販売	告知の日を含めて8日間	指定商品
	マルチ商法	告知の日を含めて14日間	すべての商品とサービス
	現物まがい商法	法定の契約書面の交付の日を含めて14日間	指定商品・施設利用権
	海外商品先物取引	海外先物契約（基本契約）締結の日を含めて14日間	指定市場・商品
	宅地建物取引	告知の日を含めて8日間	業者が売り主となる宅地・建物
業界自主規制によるもの	投資顧問取引	法定の契約書面の交付の日を含めて10日間	ただし精算義務あり
	生命保険	第1回保険料支払日を含めて8日間	生命保険

クーリング・オフの方法

必ず書面で、販売会社等の代表者あてに、法律で定められた期間内に発信することが必要です。証拠を残すために内容証明郵便が一番良いのですが、簡易書留でも結構です。

- ①用紙は文具店などで市販されています。
- ②複写で3部作成します。
(コピーも可)
- ③印鑑は認印で結構です。
- ④郵便局で証明を受けてから投函します。

クーリング・オフができないことも

クーリング・オフは有効な手段ですが、法的には、通信販売や、訪問販売での指定されていない商品等の購入や、現金で3,000円未満の商品を購入したときなどではできません。

実際には、ケース・バイ・ケースですので、困ったときには西三河消費生活センター☎53-0999に相談してください。

119日より

毎月19日は

防火の日

12月の火災救急件数

〈火災〉		累計(1月~12月)
建物	2件(12件)	
林野	0件(5件)	
その他	0件(7件)	
合計	2件(24件)	
〈救急〉		
急病	37件(335件)	
交通	19件(180件)	
その他	10件(136件)	
合計	66件(651件)	

文化財防火デー

一月二十六日は「第三十九回文化財防火デー」です。

「文化財防火デー」の趣旨は文化財を火災、震災、その他の災害から守ることにあります。この日を中心として全国的に文化財防火運動を展開し、みなさ

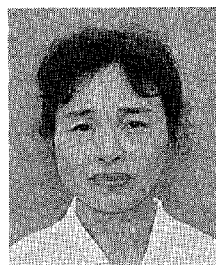
んに文化財愛護思想の高揚を図っています。

昨年は一月三十日に上六葉の長久寺で建物火災を想定した訓練を実施しました。消防職員三十人、車両六台による延焼防止消火活動、排煙作業、救急救助活動をし、文化財愛護思想の高揚を図りました。



健康な体は自分自身で

●保健推進員だより



鈴木えい子さん坂崎

健康でありたいということ、皆同じ願いです。生活していくための基礎になることですから、日常生活の機械化、省力化によって運動不足になっています。四十歳からは体の諸器官の老化も始まってくるので、特に気をつけてください。スポーツ、ジョギング、エアロビクス……など何でも良いと思います。体力、年齢に合ったもので解消してください。簡単な健康体操として、風呂の中でできる足の筋伸ばしとか足首回しなどテレビで紹介していました。私もやっていきます。

食事の方も肉食の急増、インスタント食品、合成添加物入り食品のはらりなど色々問題点が多く、各自が注意しなければならぬのです。一日三十品目、特に野菜、カルシウム含有食品など不足しないように食べ、病気になるにくい体づくりをしましょう。人生八十年となりましたが、飽食時代に育った若者たちや中年層の私たちが老年期になっても寝たきり老人にならないため、一人一人が健康づくりに留意しなければいけません。人間ドッグ、住民健診等で早期発見、早期治療を。自分の体を健康に保つのは自分自身です。



戸籍異動

12月1日~28日届け出(順不同)

おめでとうございます。

出生児 父 区

- 田中 優子 仁 六 栗
- 高橋 美咲 政 宏 坂 崎
- 松井 優樹 辰 佳 横 落
- 河嶋 愛理 克 之 大 草
- 磯部 隆行 直 人 大 草
- 細川 恵未 修 市 横 落
- 前澤 拓実 恵 郎 横 落
- 長谷川 楓 弘 文 芦 谷
- 松永 賢悟 雅 昭 海 谷
- 鴨下 美香 秀 樹 鷺 田
- 崎元 智瑛 健 一 市 場
- 鈴木 拓也 基 和 横 落
- 北川 麻里乃 浩 二 鷺 田
- 鳥居 将孝 敏 哉 大 草
- 貴堂 功二朗 雅 美 大 草
- 山下 賢治 龍 一 芦 谷
- 松岡 康平 尚 作 大 草
- 稻吉 友樹 浩 芦 谷
- 下山 祐紀 文 紀 横 落
- 中川 馨太 大 督 横 落
- 佐々木 麗奈 博 美 芦 谷
- 奥 雄一朗 幸 朗 大 草
- 桑原 未歩 正 之 岩 堀
- 山本 静郁 啓 司 長 嶺
- 小林 麻美 由 幸 岩 堀

■乳児医療とは、満1歳までの医療費自己負担分を公費で負担する制度です。申請はお早目に。未届けの人は福祉部福祉課福祉医療係までお越しください。

住民課

法律相談（無料）
〈毎月第3土曜日〉

とき 2月20(土) 午前9時半～正午
ところ 役場3階 301会議室
相談員 弁護士 村 越 健 氏
予約制です。予約は前日の午前11時までに
戸籍住民係〈内線112〉まで申し込みください。

保健課

飼えなくなった犬の引取り

2月1日(月)、8日(月)、15日(月)、22日(月)
午前10時までに印鑑と鑑札を持って保健課へ
お越しください。
なお、子犬のはしい人は、動物保護管理セン
ター☎〈0565〉58-2323へ連絡してください。

企画課

町政モニター募集

町政モニターを次のとおり募集します。
募集人員 30人
モニターの仕事
・モニター会議に出席し、意見要望を発言す
る。(年4回)
・意見要望を随時所定の用紙で報告する。
・町のアンケートに回答する。
・オピニオンリーダーとして、地域での活動
をする。
・町広報紙に対し、意見助言をする。
応募資格 幸田町在住1年以上(4月1日現在)
で、20歳以上の方。(公務員、町政
モニター経験者は除く)
任 期 4月1日から翌年3月31日まで。
応募方法 ハガキに「モニター応募」、住所、
氏名、年齢、職業、電話番号を記入
の上、応募してください。
応募締め切り 2月5日(金)(当日消印有効)
申し込み・問い合わせ先 情報係〈内線 322〉

福祉課

身障者・精薄者相談
〈毎月第2火曜日〉

とき 2月9日(火) 午前10時～午後3時
ところ 役場1階 101会議室
相談員 愛知県身体障害者相談員 志賀坂治氏
愛知県精神薄弱者相談員 山崎恵美子氏

産業課

森林の伐採届

対象となる森林は、森林法の規定による「地
域森林計画」の対象民有林で、町内のほとんどの
森林がこの森林に含まれます。
対象となる許可行為は、①立木の伐採②農地、
宅地などの造成(森林の転用)③土石採取
なお、次の場合には別途許可が必要です。
①保安林及び自然公園区域内の立木の伐採
②1ヘクタールを超える森林の開発
必要な提出書類は、伐採届です。これは森林
の所有者などが、伐採を開始する90日から30日
前までの間に役場を経由し、知事の許可を得る
ものです。

問い合わせ先 農政係〈内線214・215〉

社会教育課

講演会のお知らせ

「大久保彦左衛門忠教と坂崎大久保家について」
講 師 大津準一氏(幸田町文化財保護委員)
日 時 1月31日(日) 午後1時半～
場 所 坂崎公民館2階
主 催 幸田町教育委員会
坂崎学区コミュニティ文化部

夏の彦左まつりでおなじみの、丸いめがねを
かけて、喜内や太助、お仲を連れてトライで行
列する、江戸の庶民からも天下の御意見番と親
われた彦左衛門。そして三河武士の苦しみなど
を書きつづった三河物語を著わした彦左衛門。
彦左衛門について関心のある方は、どなたで
もお気軽にお出かけください。(入場無料)

人口動態 (平成5年1月1日現在)	総人口	31,984人
	内 男	16,297人
	内 女	15,687人
	世帯数	9,415戸
(12月中異動)	出生	25人
	死亡	14人
	転入	85人
	転出	161人
	男女別	13人
	男女別	12人
男女別	男女別	11人
	男女別	3人
	男女別	46人
	男女別	39人
	男女別	93人
	男女別	68人

平吉	稲吉	平田	市川	左右田	林	大須賀	林	神原	金子	鳥居	志賀	河合	稲吉	おこ
岩	吉	田	川	田	林	須賀	原	原	子	居	賀	合	吉	こ
光	研	き	勝	一	一	二	洋	好	よ	シ	一	福	増	や
司	市	み	勝	吉	吉	郎	一	好	ね	ズ	郎	一	巳	申
76	85	92	80	82	54	76	21	89	66	83	89	80	45	上
光	巖	壽	和	俊	一	き	洋	修	登	延	久	里	テ	げ
彦	昭	生	明	吉	多	多	一	司	登	市	雄	始	ル	ま
幸	市	桐	野	里	六	六	鷲	芦	市	市	六	岩	エ	す
田	荻	場	山	場	栗	栗	田	谷	場	谷	栗	堀	主	区

■野犬などで困っている人は、動物保護管理センター☎〈0565〉58-2323又は岡崎保健所☎22-2501へ連絡して
ください。

当直医

診療時間 (午前9時~正午 午後2~6時)

2月7日		
内科又は小児科	岡田胃腸科	若松東 54-0125
外科	共立病院	羽根 51-1427
産婦人科	加藤病院	明大寺本 21-3251
皮膚科	岡田胃腸科	若松東 54-0125
耳鼻咽喉科	島田耳鼻科	伝馬 1 21-3387
眼科	桐潤医院	唐沢 1 22-1291
2月11日		
内科又は小児科	小瀬川クリニック	竜美台 55-1514
外科	宇野病院	中岡崎 24-2211
産婦人科	大原医院	十王 1 21-1585
皮膚科	宇野病院	中岡崎 24-2211
耳鼻咽喉科	山本耳鼻咽喉科	連尺 1 21-0359
眼科	鈴木眼科医院	幸田 62-4612
2月14日		
内科又は小児科	平野クリニック	明大寺 26-3711
外科	ワシミ医院	久後崎 52-8811
産婦人科	山中産婦人科	中町 6 21-8014
皮膚科	橋本医院	康生南 22-3497
耳鼻咽喉科	中野医院	本町 3 22-0261
眼科	小島医院	松本 1 23-3381
2月21日		
内科又は小児科	宮地医院	柱 51-3366
外科	伊藤医院	西大友 31-7107
産婦人科	須田医院	六供 23-3170
皮膚科	伊藤医院	西大友 31-7107
耳鼻咽喉科	坂堂医院	福寿 1 21-6156
眼科	矢藤医院	能見 21-0641
2月28日		
内科又は小児科	小林医院	柱百百 51-4076
外科	細井医院	福岡 51-1325
産婦人科	せきやクリニック	鴨田 26-0303
皮泌科	長谷川医院	伊賀新 23-1871
耳鼻咽喉科	渋谷医院	鴨田本 23-0169
眼科	橋本医院	三崎 53-9904

日、祭日の歯科は岡崎歯科医師会館 (岡崎市六供町三本松 ☎21-0501) で診療。
 時間: 午前9時~11時半、午後1時~3時半
 保険証をお持ちください。
 救急医療の情報は ☎21-1133

2月の夜間歯科緊急当直医

木曜日の夜間 (午後6~9時)

4日	司歯科医院	上地 54-3118
18日	小島歯科診療所	本宿 48-4057
25日	小島歯科医院	美合 51-2125

2月の保健センター行事

☎62-1111 (内線180)

☎62-8158

行事	日/曜	受付時間	備考
4か月児健診 (4年9月生)	3(水)	午後1:00 ~2:00	内容—身体測定、内科 診察、集団・個 別のお話 神経芽細胞腫検査用紙 の配布
8か月児健診 (4年5月生)	17(水)	午後1:00 ~2:00	内容—身体測定、内科 健診、集団(育 児・栄養・歯科)・ 個別のお話
1歳6か月児健診 (3年7月生)	2(火)	午後1:00 ~2:00	内容—身体測定・歯科 内科健診、集団 個別のお話 フッ素塗布の予約受付
3歳児健診 (2年1月生)	12(金)	午後1:00 ~2:00	内容—尿検査、身体測 定、歯科・内科 健診、集団・個 別のお話
1・2歳児相談 (3年2月生) (4年2月生)	10(水)	午前9:30 ~11:00	内容—保健婦、栄養士 による健康相談、 身体測定
育児相談	24(水)	午前9:30 ~11:00	対象—乳幼児 内容—保健婦、栄養士 による健康相談、 身体測定
母乳相談	9(木) 25(木)	午前9:30 ~11:00	対象—妊婦、生後3か 月までの母子 内容—妊娠中の母乳の 自己管理の方法、 乳房マッサージ、 個別相談
母親教室(後期)	4(木)	午後1:00 ~1:20	妊娠中の歯科指導、お 産と新生児の保育、母 乳の自己管理
成人病健診	25(木)	午後1:30 ~2:30	内容—胸部レントゲン、 問診、血圧、検尿 身体測定、診察、 血液検査など
フッ素塗布	18(木)	午後1:30 ~2:30	歯をきれいにしてきて ください。
母子手帳交付	毎木曜 第1・3 土曜	午前9:30 ~11:30	妊婦届け出書を必ずお 持ちください。 母子保健に関するお話
リハビリ テーション	第1・ 3木曜 第2・ 4火曜	午後1:30 ~3:30	対象—40歳以上で身体 に障害を持つ人 内容—血圧測定・体操・ 作業療法的訓練
エアロビクス	毎月曜	午前10:00 ~11:30	インストラクターによ る実技指導で、参加は 自由です。
成人健康相談	23(火)	午前9:30 ~11:30	健康に関すること全般 (栄養相談も含む)

◎乳幼児健診、相談、母親教室、母乳相談には、必ず母子手帳をお持ちください。
 ◎フッ素塗布は、電話予約でもかまいません。(定員50人)